生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百八条（国共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用）若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第百二十条（地共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用）の規定によりみなして適用する厚生年金保険法の規定を適用する場合における同法第五十九条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

第七条第一項第六号を削り、同項第七号中「第三十一条の二第六号」を「第二十一条の二第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十一条の二第七号」を「第三十一条の二第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第三十一条の二第八号」を「第三十一条の二第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第三十一条の二第九号又は第十号」を「第三十一条の二第六号又は第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第三十一条の二第八号」を「第三十一条の二第十一号」を「第三十一条の二第十二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第三十一条の二第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第三十一条の二第十三号」を「第三十一条の二第十四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「第三十一条の二第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第三十一条の二第十五号」を「第三十一条の二第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「第三十一条の二第十六号」を「第三十一条の二第十三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「第三十一条の二第十七号」を「第三十一条の二第十四号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号中「第三十一条の二第十八号」を「第三十一条の二第十五号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十九号中「第三十一条の二第十六号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十号中「第三十一条の二第十七号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　第四条第五号、第七号、第十二号又は第十六号に掲げる者　これらの規定に規定する障害共済年金又は遺族共済年金に係る年金証書（当該遺族共済年金を受けているこれらの規定に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）

第七条第一項第二十四号中「第四条第五号又は第十二号」を「第四条第六号又は第十五号」に改め、同項第二十五号中「第四条第六号、第七号又は第十一号」を「第四条第八号、第九号又は第十四号」に改め、同項第二十六号中「第四条第八号」を「第四条第十号」に改め、同項第二十七号中「第四条第九号」を「第四条第十一号」に改め、同項第二十八号中「第四条第十号」を「第四条第十三号」に改め、同項第二十九号中「第四条第十三号」を「第四条第十七号」に改め、同項第三十一号中「第四条第十四号」を「第四条第十八号」に改め、同項第三十二号中「第四条第十六号、第十九号又は第二十四号から第二十六号まで」を「第四条第二十号、第二十三号又は第二十八号から第三十号まで」に改め、同項第三十三号中「第四条第十七号又は第十八号」を「第四条第二十一号又は第二十二号」に改め、同項第三十四号中「第四条第二十号から第二十二号まで」を「第四条第二十四号から第二十六号まで」に改め、同項第三十五号中「第四条第二十三号」を「第四条第二十七号」に改め、同項第三十六号中「第四条第二十七号から第二十九号まで」を「第四条第三十一号から第三十三号まで」に改め、同項第三十七号中「第四条第三十号」を「第四条第三十四号」に改め、同項第三十八号中「第四条第三十一号」を「第四条第三十五号」に改め、同項第三十九号中「第四条第三十二号」を「第四条第三十六号」に改め、同項第四十号中「第四条第三十三号」を「第四条第三十七号」に改め、同項第四十一号中「第四条第三十四号」を「第四条第三十八号」に改め、同項第四十二号中「第四条第三十五号」を「第四条第三十九号」に改め、同項第四十三号中「第四条第三十六号」を「第四条第四十号」に改め、同項第四十四号中「第四条第三十七号」を「第四条第四十一号」に改め、同項第四十五号中「第四条第三十八号」を「第四条第四十二号」に改める。

第七十七条の二第一項から第三項までを次のように改める。

令第三百十九条の六第一項第一号ハ（公的年金等の金額から控除する金額の調整）に規定する財務省令で定める退職共済年金は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条及び次条において「一元化法」という。）附則第三十七条第一項（改正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第二条（国家公務員共済組合法の一部改正）の規定による改正前の国家公務員共済組合法（第一号及び第三項第一号において「旧効力国共済法」という。）第七十二条第一項第一号（長期給付の種類等）に掲げる退職共済年金（以下この項及び次条第一項において「旧退職共済年金」という。）で令第三百十九条の六第二項第一号イに規定する退職年金の支払を受ける者に支給されるもののほか、次に掲げる旧退職共済年金とする。

一　旧効力国共済法附則第十二条の三（退職共済年金の特例）又は第十二条の八（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）の規定により支給される旧退職共済年金

二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第四項（退職共済年金の額の経過的加算）の規定により加算することとされている金額を加算して支給される旧退職共済年金

2　令第三百十九条の六第一項第一号ニに規定する財務省令で定める退職共済年金は、一元化法附則第六十一条第一項（改正前地共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第三条（地方公務員等共済組合法の一部改正）の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第一号において「旧効力地共済法」という。）第七十四条第一号（長期給付の種類）に掲げる退職共済年金（以下この項及び次条第二項において「旧退職共済年金」という。）で令第三百十九条の六第二項第一号ロに規定する退職年金の支払を受ける者に支給されるもののほか、次に掲げる旧退職共済年金とする。

一　旧効力地共済法附則第十九条（退職共済年金の特例）又は第二十六条（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）の規定により支給される旧退職共済年金

二　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第四項（退職共済年金の額の経過的加算）の規定により加算することとされている金額を加算して支給される旧退職共済年金

3　令第三百十九条の六第一項第一号ホに規定する財務省令で定める退職共済年金は、一元化法附則第七十九条（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第四条（私立学校教職員共済法の一部改正）の規定による改正前の私立学校教職員共済法（第一号において「旧効力私学共済法」という。）第二十条第二項第一号（給付）に掲げる退職共済年金（以下この項及び次条第三項において「旧退職共済年金」という。）で令第三百十九条の六第二項第一号ハに規定する退職年金の支払を受ける者に支給されるもののほか、次に掲げる旧退職共済年金とする。

一　旧効力私学共済法第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する旧効力国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定により支給される旧退職共済年金

二　私立学校教職員共済法第四十八条の二（国家公務員共済組合法の改正の場合等の経過措置）の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第四項の規定により加算することとされている金額を加算して支給される旧退職共済年金